

大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例

〔平成 19 年 1 月 17 日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 4 号

(職員の定義)

第 1 条 この条例で「職員」とは、広域連合長、議会、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時的に任用される者を除く。）をいう。

(定数)

第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 42 人
- (2) 議会の事務部局の職員 5 人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 5 人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 5 人
- (5) 公平委員会の事務部局の職員 5 人

2 前項第 2 号から第 5 号までに規定する職員は、同項第 1 号の職員をもって充てる。

(定数の配分)

第 3 条 前条第 1 項に規定する職員定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。